

令和 5 年 度
第 1 回

国民健康保険運営協議会議事録

令和 5 年 9 月 28 日（木）開催

加古川市健康医療部国民健康保険課

1 日時 令和5年9月28日(木) 午後2時から午後2時45分まで

2 場所 加古川市役所 新館9階 191会議室

3 出席者等

(1) 委員出席者 10名

(2) 委員欠席者 2名

(3) 事務局出席者 10名

会 議 次 第

1 開会

2 議事

報告事項

- ・令和4年度決算状況について
- ・令和5年度予算状況について
- ・第3期データヘルス計画・第4期特定健診等実施計画の策定について

協議事項

- ・加古川市国民健康保険料の料率見直しの考え方について

その他

3 閉会

事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第1回国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日の協議会には、委員定数12名に対し、10名の委員にご出席をいただいております。

まず、机上に配布しております資料についてご説明いたします。

全員に委員名簿、「国民健康保険必携」を配付しております。

また、お配りしている青色のフラットファイルについては、今年度の国民健康保険運営協議会の資料を綴じる際に、ご活用ください。

引き続きまして、今年度4月の人事異動で当協議会の事務局を担当する職員に交代がありますので、ご紹介いたします。

部長及び次長が新たに着任しております。

健康医療部長

(挨拶)

健康医療部次長

事務局

それでは、ただいまから議事をお願いするわけですが、本日の協議会には、委員定数12名に対し、10名の委員にご出席をいただいております。

よって、本日の国民健康保険運営協議会は、協議会規則第4条第3項に規定しております定足数「委員定数の2分の1以上」に達しており、ここに会議が成立しておりますことを、ご報告いたします。

健康医療部長

(部長挨拶)

事務局

それでは、このあとの議事運営につきましては、会長をお願いいたします。会長、よろしく願いいたします。

会長

会議の開催にあたりまして一言ご挨拶を申しあげます。

(会長挨拶)

それでは、ただいまから議事に入ります。

委員の皆様、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、加古川市国民健康保険運営協議会規則第7条に規定する、本日の議事録署名委員を指名します。

それでは、議事のうち、報告事項に入ります。

本日は、お手元の次第のとおり、報告事項3件でございます。

『令和4年度決算状況について』を議題とします。

まずは、決算状況の基本情報として、資料「令和5年度版国民健康保険事業概要」について、事務局、説明をしてください。

事務局

決算状況の基本情報として、お手元の資料「令和5年度版 国民健康保険事業概要」についてご説明します。

まずは、事業概要の12ページをご覧ください。

「1. 被保険者の推移」についてですが、令和4年度をご覧いただくと、世帯数については、全市世帯数 109,079 世帯のうち、3月末の被保険者世帯数が 32,746 世帯、加入率は 30.02%となっています。

また、人口別では、全市人口 256,931 人に対して3月末の被保険者数は 49,723 人、加入率は 19.35%となっています。

国保の加入者は、世帯数、被保険者数ともに減少傾向にあり、その主な要因は、団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者医療制度に移行しているためです。

次に、「2. 年齢別被保険者数」ですが、令和4年度をご覧いただくと、全体の被保険者のうち、表の右「70歳～74歳の占める割合」が、30.94%となっており、団塊の世代の後期高齢者医療制度移行により令和3年度からは減少していますが、30%を超えている状況です。ちなみに表に記載はありませんが、65歳以上のいわゆる前期高齢者の加入割合は 49.23%と、全体のおおよそ半分を占めており、被保険者の高齢化は、一人当たりの保険給付費を押し上げる要因のひとつと考えられています。

続きまして、17ページをご覧ください。

本市の国民健康保険における年度別の保険給付の状況です。

2の(1)が「療養の給付」、いわゆる「現物給付」にあたる給付です。「療養の給付」は、保険給付費全体の約8割から9割を占めており、国民健康保険の財政運営上、特に重要な支出科目となっています。

このうち、①一般被保険者の表をご覧ください。左から入院、入院外、歯科、合計と区分しています。合計においては、被保険者数の減少に伴い、件数、日数、費用額の全てが減少傾向にあったところ、令和2年度には新型コ

コロナによる受診控えの影響により大幅に減少しました。令和3年度は受診控えの反動で増加しましたが、令和4年度は再び減少しています。表の右側に記載しています「1人当たり費用額」をご覧くださいと、被保険者の高齢化に伴い、年々増加している状況にありましたが、こちらも新型コロナの影響により、令和2年度は減少しましたが、令和3年度以降は、コロナ禍前と同様、増加傾向にあります。

続きまして19ページをご覧ください。

本市における「令和4年度の国民健康保険料の徴収実績集計表」となっております。

この表の構成ですが、一番左の縦の列をご確認いただきますと、大きく3区分、一般分国保料（税）、退職分国保料（税）、最後に合計という構成になっています。そのうち、一番下の合計欄をご確認いただきますと、その中に、さらに現年度分と滞納繰越分の2つに区分しています。この言葉の意味ですが、現年度分とは、令和4年度時点において、令和4年度に賦課した保険料をいいます。対して滞納繰越分とは、令和4年度時点において、令和3年度以前に賦課した保険料、つまり過去の保険料で滞納となっている保険料をさしています。保険料の徴収実績を確認するうえにおいては、それぞれを区分して確認することが必要となっており、特に、保険料収納額全体の9割以上を占める現年度分保険料については、国保会計を運営する上で重要な収入源となっています。

その現年度分の最終調定額、つまり保険料として賦課した保険料額は、45億8,291万円です。前年度の令和3年度が46億2,288万円ですので、△8.6%となっており、被保険者の減少により保険料額も減少している状況がわかります。

この調定額に対して、実際に納付があった保険料は、43億6,093万円、収納率が95.16%となっています。令和3年度の収納率が95.82%なので、△0.66%となっています。

国保を運営する保険者としては、この収納率を非常に意識しております。収納率は、被保険者間における保険料負担の公平性を示す指標となるほか、県交付金の算定にも影響するということもありまして、国保会計を運営するうえにおいては、収納率を維持・向上することが大きな課題であると考えています。

次に33ページをご覧ください。

こちらは、本市が実施しています保健事業について、説明しています。この保健事業は、国民健康保険被保険者が、病気の早期発見・早期治療を行うことで、健康寿命の延伸を図り、もって医療費の抑制を図ることで、国保全体の支出が抑えられ、ひいては保険料の抑制を図ることを狙いに行われるものです。

そのうち、「1 特定健康診査」につきましては、身体の変化や異常を把握するうえで、保健事業の基本となるものですが、令和2年度の受診率が30.3%と新型コロナの影響により大きく減少しましたが、令和3年度には32.1%と増加し、令和4年度は、令和5年3月末現在の速報値で32.2%となっており、2年度連続で増加はしているものの、コロナ禍前の水準まで回復していない状況です。

この受診率の向上を図るため、本市では、未受診者に対して、受診勧奨通知や電話による個別勧奨を行うほか、かかりつけ医による受診勧奨を実施しています。

また、今年度は早期受診キャンペーンの実施や第3期データヘルス計画、第4期特定健診等実施計画の策定に向けて、事業の見直しに取り組んでいます。

次のページ、34ページをご覧ください。

34ページの一番上、「6 特定保健指導インセンティブ」は、令和3年度より特定健診受診後の特定保健指導の参加者を対象に、特定保健指導の実施率向上を図るために、健康食品や健康グッズを配付している事業です。令和5年度においても引き続きインセンティブ事業を継続し、特定保健指導の実施率向上を図っています。

また、34ページの下「7 糖尿病重症化予防事業」は、特定健診の結果において糖尿病の重症化リスクは高いが治療に繋がっていない方への支援として、保健師等が電話や訪問により受療勧奨及び保健指導を実施し、令和4年度は8割を超える方が医療機関の受診に繋がりました。また、令和2年度からは、糖尿病治療を中断している方への支援として、治療の再開を目的とした受療勧奨を行っており、令和4年度の支援において約半数の方が治療の再開に繋がっています。

以上、決算状況の基本情報として、「令和4年度版国民健康保険事業概要」の説明を終わります。

会長

説明は終わりました。

ご質問・ご意見がございましたら承ります。

(意見なし)

それでは、一旦 ご質問を終結します。

事務局、先ほどに続いて説明をしてください。

事務局

引き続きまして、お手元の「令和5年度第1回国民健康保険運営協議会資料」により、令和4年度加古川市国民健康保険事業特別会計の決算状況につ

いてご説明します。

1 ページをご覧ください。

令和 4 年度決算構成比較（対前年度比）ということで、左のページが歳入（つまり収入）の決算状況、右のページが歳出（つまり支出）の決算状況となっています。

まず、歳入の令和 4 年度決算ですが、上から保険料・保険税につきましては、44 億 8,959 万円で、前年度比△2.93%、1 億 3,568 万円の減となっています。主な減少理由は、被保険者数の減少により、保険料の調定額自体が減少したためです。

次に、国庫支出金及び県支出金ですが、国庫支出金は皆減となっており、県支出金は 197 億 7,693 万円で、前年度比△1.97%、3 億 9,746 万円の減となっておりです。主な減少理由は、歳入の約 7 割以上を占める普通交付金が、この後の歳出でご説明します保険給付費の減に連動し、前年度から 3 億 6,314 万円減少したためです。

次に、一般会計繰入金は、23 億 9,602 万円で、前年度比+4.86%となっています。

次に歳入不足の補填としての基金繰入金は、1 億 5,761 万円で、前年度比△57.79%、前年度から 2 億 1,577 万円の減となっています。主な減少理由は、被保険者数の減少による影響として、歳入の保険料収入よりも、歳出の事業費納付金の減少の方が大きく、事業費納付金を支払うための歳入不足額が減少したためです。

歳入決算合計額は、269 億 778 万 7,886 円で、前年度比△2.47%、約 6 億 8 千万円の減となっています。

続きまして右のページ、歳出の決算状況についてご説明します。

歳出の令和 4 年度決算ですが、上から総務費につきましては、2 億 232 万円で、前年度比+4.57%、前年度から 884 万円の増となっています。

次に、保険給付費は、190 億 2,346 万円で、前年度比△1.94%、前年度から 3 億 7,683 万円の減となっています。減少理由は、被保険者一人当たりの給付費は増加したものの、被保険者数の減少により、給付費の総額が減少したためです。

次に、事業費納付金ですが、72 億 9,425 万円で、前年度比△4.34%、3 億 3,131 万円の減となっています。主な減少理由は、被保険者数の減少による県内の保険給付費総額の減少によるものです。

歳出決算額の合計は、268 億 7,601 万円で前年度比△2.52%、6 億 9,452 万円の減となっており、主な減少理由は、保険給付費と事業費納付金の減少によるものとなっています。

最後に資料の右下、「歳入歳出差引」ですが、令和 4 年度決算においては、3,177 万 56 円の黒字となっています。しかしながら、基金繰入を約 1 億 6

千万円行っていますので、単年度の実質的な収支は赤字であり、令和元年度以降、歳入の不足分を基金繰入で補っている状況が続いています。

赤字の主な要因としては、本市の保険料率が県の示す事業費納付金を納付するために必要な標準保険料率よりも低い水準にあることが挙げられます。

なお、令和6年度以降の保険料の料率見直しの考え方につきましては、この後の協議事項で改めて事務局からご説明の上、ご審議いただきたいと考えています。

以上で、報告事項①令和4年度決算状況についての報告を終わります。

会長

説明は終わりました。

冒頭の説明も含めて、ご質問・ご意見がございましたら承ります。

(意見なし)

ご質問等を終結し、本件については、この程度にとどめます。

次に『令和5年度予算状況について』を議題とします。

事務局、説明をしてください。

事務局

それでは、お手元資料2ページをご覧ください。

令和5年度国民健康保険事業特別会計の当初予算について、ご説明します。

まず、左右の表のそれぞれ左下にあります、令和5年度の歳入歳出予算額は、267億9,044万5千円で、前年度比△1.01%、2億7,202万8千円減となっております。

次に、歳入・歳出の順に前年度と比較し、増減が大きいものを説明させていただきます。

左の表をご覧ください。歳入のうち、保険料収入ですが、保険料・保険税の合計が43億4,577万1千円で、前年度比△5.05%、2億3,095万1千円減を見込んでいます。

主な減少理由は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行及び社会保険の適用拡大による被保険者数の減少です。

次に、県支出金ですが、普通交付金が191億8,969万3千円で、5,648万5千円の減少を見込んでおります。この減少は、歳出で説明します保険給付費の減少を見込んでいるためです。

続きまして、一般会計繰入金ですが、保険基盤安定繰入金について、被保険者数の減少に伴う、軽減対象者数及び軽減総額の減を見込み、支援分は前年度比△7.04%、33,99万6千円の減、軽減分は、前年度比△9.02%、8,117

万 8 千円を見込んでいます。

最後に、基金繰入金は、3 億 3,663 万 7 千円で、前年度比 +35.47%、8,814 万 6 千円の増を見込んでいます。

主な増加要因は、先程申しあげました保険料及び一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金の減少によりに、事業費納付金の支払いのための歳入の不足が増加し、基金による補てん額の増加が見込まれるためです。

以上が、歳入の主な予算状況となります。

続きまして、歳出の主な項目について説明します。右の表をご覧ください。

まず、保険給付費についてですが、合計 191 億 9,906 万 9 千円で、前年比 Δ 0.27%、5,262 万 2 千円の減を見込んでいます。

主な減少要因は、1 人あたりの保険給付費は、高齢化、医療の高度化等により増加傾向にあるものの、被保険者数の減少により、保険給付費の総額の減少が見込まれるためです。

次に、事業費納付金ですが、合計 70 億 8,619 万 1 千円で、前年度比 Δ 2.85%、2 億 805 万 7 千円の減を見込んでいます。

主な減少要因は、県が行う事業費納付金の算定において算定の基礎となる県全体の保険給付費総額について、県内被保険者数の減少による減を見込んでいるためです。

以上が、歳出の主な予算状況となります。

なお、これまで申しあげました予算額につきましては、当初編成のものでございます。

9 月の市議会で補正を行った科目がございますので、補正予算の概要についてご説明いたします。資料 3 ページ「令和 5 年度補正予算の概要について」をご覧ください。

まず、歳入歳出予算の総額について、当初予算の歳入歳出予算の総額 267 億 9,044 万 5 千円から歳入・歳出それぞれに、1 億 1,704 万 6 千円を増額し、補正後の歳入歳出の総額は、271 億 6,650 万 9 千円となっています。

次に、歳入・歳出それぞれの補正内容についてご説明します。

9 月の歳入予算の補正内容が歳出予算の補正に伴うもののため、歳出予算からご説明します。

歳出の表、諸支出金の償還金につきまして、当初予算額 5,600 万円から 1 億 1,704 万 6 千円の増額をしています。補正理由は、令和 4 年度に交付された普通交付金などの県支出金について、実績報告による精算により、返還金が生じたため返還に必要な金額を補正しています。

続きまして、歳入の補正内容について説明します。

歳入の表の上段の基金繰入金についてですが、先程申しあげた歳出の増額補正に伴い、歳入の不足を補うための基金繰入金を増額し、当初予算額 3

億 3,663 万 7 千円から 8,527 万 6 千円を増額し、補正後の基金繰入金額は 4 億 2,191 万 3 千円となっています。

最後に、繰越金ですが、こちらは令和 4 年度決算の結果、317 万 7,056 円の黒字となったため、その全額を繰越金として計上し、補正しています。

以上が補正予算の概要になります。

以上で、概要となりますが、「令和 5 年度予算状況について」の説明を終わります。

会長

説明は終わりました。

ご質問・ご意見がございましたら承ります。

委員

歳入のところの財産収入につきまして、年度によって金額が変動しているようですが、この財産収入というのはどういうものか教えてください。

事務局

財産収入の内容は、基金運用に係る利子になってございます。

基金については、定期預金で運用しておりますので、定期預金の利子が財産収入として計上されます。

会長

他にございますか。

それでは、ご質問等を終結し、本件については、この程度にとどめます。

次に『第 3 期データヘルス計画・第 4 期特定健診等実施計画の策定について』を議題とします。

事務局、説明をしてください。

事務局

それでは、お手元資料 4 ページをご覧ください。

第 3 期データヘルス計画・第 4 期特定健康診査等実施計画の策定について、概要・今後のスケジュールについてご説明いたします。

今年度は、現計画の第 2 期データヘルス計画・第 3 期特定健診等実施計画の計画期間の最終年度となっており、現在、現計画の評価・分析と並行して、次期計画の策定作業を進めているところです。

まず資料の「1 計画の概要」についてですが、本計画は、国民健康保険法第 82 条に基づく第 3 期データヘルス計画として位置付け、「ウェルネスプランかこがわ-第 3 次健康増進計画・食育推進計画」との整合を図りつつ、地域の特性を踏まえた効率的かつ効果的な保健事業を展開することにより、被保険者の健康寿命の延伸を図るとともに、医療費の適正化を目指し策定します。

また、第 3 期計画からはデータヘルス計画の県単位での標準化を実施し、県及び市町が共通の評価指標を共有することにより、県内市町の現状と課

題を可視化することができ、より効果的な保健事業の実施につなげることを狙いとしています。

なお、本計画においては、保健事業の中核をなす特定健診・特定保健指導の具体的な実施方法を定めた「加古川市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画」を含み、一体的に策定することとしています。

「2 計画名」は記載のとおりで、加古川市国民健康保険 第3期データヘルス計画、加古川市国民健康保険 第4期特定健康診査等実施計画となります。

「3 計画期間は」、いずれも令和6年度から令和11年度までの6年間となっております。

「4 今後のスケジュール」ですが、11月に計画素案の作成を予定しております。12月開催予定の協議会で協議会への諮問の上、計画素案についてご審議いただき、2月開催予定の協議会で引き続きのご審議の上、答申をいただきたく考えております。

答申をいただきました後、計画策定は3月を予定しています。

以上で、概要となりますが、「第3期データヘルス計画・第4期特定健診等実施計画の策定について」の説明を終わります。

会長

説明は終わりました。

ご質問・ご意見がございましたら承ります。

(意見なし)

それでは、ご質問等を終結し、本件については、この程度にとどめます。

続いて、協議事項『加古川市国民健康保険料の料率見直しの考え方について』を議題とします。

事務局、説明をしてください。

事務局

それではお手元の資料5ページをご覧ください。「加古川市国民健康保険料の料率見直しの考え方について」説明します。

まず、「1 国民健康保険事業基金の現状」ですが、令和4年度決算時点で基金残高は、約8億9,900万円となっております。また、令和5年度予算においては、歳入不足の補てんのため、約4億2,200万円の取崩しを見込んでおり、表右下の令和5年度決算時点の基金残高は、約4億7,700万円となる見込みです。

次に、「2 国保会計財政推計について」ですが、冊子とは別のA4横向き別紙「国保会計財政推計」をご参照ください。

まず、推計表の構成ですが、左から報告事項でご説明しました令和4年度

決算、令和5年度現計予算の数値に、現在の保険料率を維持した場合の令和6年度から令和8年度までの推計値を追加した表になります。

現行の保険料率における令和6年度以降の推計では、推計表の下から3行目の「歳入-歳出」、2行目の「決算基金残高」の数値をご覧くださいますと、令和6年度に基金残高を超える約5億5,400万円の不足が生じ、基金の取崩しのみで不足分を補えない状況となっています。

また、令和7年度、令和8年度においても、それぞれ、約7億2,500万円、約9億8,300万円の不足が発生する見込みであり、令和6年度以降の保険料率の改定が必須な状況です。

以上の状況を踏まえまして、資料の「3 料率見直しの方向性」についてですが、令和9年度に予定している県内標準保険料率の統一、令和5年度末の基金残高見込み及び国保会計財政推計を勘案しまして、令和6年以降の保険料率の見直しについては、以下の方向性で進めたいと考えています。

方向性としましては、令和6年度以降の保険料率については、県の提示する本市の標準保険料率を設定することとし、毎年度保険料率を変更するとうものです。

そう考える理由については、事業費納付金は、県・市町の歳入歳出、被保険者数、被保険者の所得、医療費、国が示す係数など、複数の項目により算出されます。

そのため、事業費納付金の増減を市独自で推計し、保険料率を設定することは、今後の基金高見込みにおいて財政リスクが非常に高く、安定的な財政運営のためには、決定された事業費納付金によって算出され、県から提示される標準保険料率を毎年度設定することが必要であると考えているためです。

見直しに向けた今後の予定につきましては、次回の運営協議会において、標準保険料率を設定した場合の被保険者への影響について、モデルケース等によりお示しし、審議いただきたいと考えています。

本日はその前段階の保険料率の見直しの考え方、方向性について、ご審議いただきたく考えています。説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長

説明は終わりました。

ご質問・ご意見がございましたら承ります。

委員

理由のところ、リスクが高いと書いてありますが、リスクが高いというのはどういう意味で書かれているのでしょうか。

県が示した標準保険料率で全部賄えるというふうに考えて、モデルケースを示されるということですが、どれくらいリスクが高いとかその比率と

かはわかるのでしょうか。

リスクが高いというだけではちょっと内容的にわかりにくいと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局

リスクが高いと記載している意味ですが、財政推計表をご覧くださいと、歳出の事業費納付金は、令和4年度決算では約73億円、令和5年度予算では約71億円となっています。

制度上、この事業費納付金を県へ支払うことが必要であり、事業費納付金は保険料及び国・県からの交付金によって支払います。

そのため、保険料率を設定するに当たっては、事業費納付金がいくらになるかが定まらないと、被保険者の方に保険料をいくらご負担いただかないといけないかが定まらないという前提がございます。

資料に記載しているとおり、事業費納付金は、様々な項目により県で算定され、単年度においても、2億、3億円という金額が増減する可能性があります。

そのため、標準保険料率が統一されるまでの令和6年度から令和8年度の3年間の事業費納付金を市独自で推計して見込み、その支払いを賄えるだけの保険料率を設定することは、決算で保険料収入の過不足が発生するリスクがあります。また、今後の基金残高の状況を踏まえると、保険料収入の不足が発生した際に、不足分を基金で賄えず、国保会計が赤字になってしまうリスクが高いと考えており、今後の国保事業の運営において財政リスクが非常に高いという記載をしております。

委員

料率が上がっていくことについて、市民に丁寧に知らせて欲しいと思います。私たちはこの協議会に参加しているので、なんとなく料率は上げるしかないのだろうというのはわかるのですが、もっと簡単な方法で知ることができないかなと思っております。

事業費納付金により県から提示される標準保険料率と書いてありますが、それは一体どのように定められているのかということや、初めから数字が決まっているのだったら、そういう数字も知りたいと思っています。今のところ加古川市は順調だったのに、急に保険料が上がるということに対する不安感もあります。

どこの市も同じになるというところも、少し細かく知りたいと思っております。

保険料が上がるのが駄目と言っているわけではなく、様々なことを踏まえて計算はされているのだろうと思いますが、電気代や水道代など、必要なものが高くなってきています。国民健康保険も私たちにとっては、とても必要なものなので、料率が上がっていくというだけでなく、保険料がどのよう

に使われているのかというの、わかりやすく数字として示していただきたいです。よろしくお願いいたします。

会長

保険料率が上がることについては、今の社会情勢を見た限りは、ある程度やむを得ないけれども、そのことについて丁寧な、市民の皆さんへの説明、国保被保険者の方への説明が要るのではないかというご意見でよろしいですかね。

そのようなことについて、また事務局で検討いただきたいということで、お願いしたいと思います。

他にございますか。

それでは、ご質問等を終結し、本件については、この程度にとどめます。

以上で、本日予定していた議事は、すべて終了しました。

次に、「3 その他」ですが、まず、委員の皆様から、何かございましたら、お伺いします。

(意見なし)

次に、事務局から何かありますか。

事務局

「その他」としまして、令和5年度運営協議会の今後の開催予定についてご案内をさせていただきます。

(次回以降の開催日程を案内)

会長

この件について、委員の皆様、何かございましたら承ります。

(意見なし)

それでは、この件については、この程度にとどめます。

以上をもって、議長の任を解かせていただきます。

それでは、事務局へ進行をお戻しします。

事務局

ありがとうございました。

最後に、事務局より3点事務連絡をさせていただきます。

1点目です。本日開催されました運営協議会における委員の方の報酬ですが、「加古川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に規定されている金額を、提出いただきました指定口座へ10月中に

振り込みさせていただく予定ですので、後日、ご確認をお願いいたします。
振込み額は所得税控除後の額となりますので、ご了承ください。

2点目は、「カーパークつつじ」を利用されている委員の方は、この後、
駐車券をお渡しいたします。

3点目は、次回、第2回の運営協議会ですが、11月16日（木）の午後2
時から開催します。場所については本日と同じ場所で開催します。委員の皆様
におかれましては、ご予定くださいますようお願い申し上げます。開催の
日が近づきましたら、改めて開催通知により正式なご案内をさせていただきます。

事務連絡は以上です。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回国民健康保険運営協議会
を閉会します。

委員の皆様、本日はおつかれさまでした。